

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第144期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	相鉄ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sotetsu Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥居 眞
【本店の所在の場所】	横浜市西区北幸一丁目3番23号 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務所において 行っております。 (本社事務所) 横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 三浦 英希
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区北幸二丁目9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 三浦 英希
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第1四半期連結 累計期間	第144期 第1四半期連結 累計期間	第143期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益(百万円)	60,047	61,743	262,872
経常利益(百万円)	2,824	2,818	10,576
四半期(当期)純利益(百万円)	2,617	1,118	6,848
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,219	1,116	5,855
純資産額(百万円)	48,879	66,612	66,723
総資産額(百万円)	559,099	543,346	545,538
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	6.13	2.28	15.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	8.7	12.2	12.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため、「-」で表示しております。
4. 第143期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、本年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、雇用・所得環境、個人消費は依然として厳しい状況が続くなど、景気全般において先行きが極めて不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当第1四半期連結累計期間の営業収益は617億4千3百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益は39億3千万円（前年同期比4.2%減）、経常利益は28億1千8百万円（前年同期比0.2%減）、四半期純利益は11億1千8百万円（前年同期比57.3%減）を計上するにいたしました。

各セグメント別の状況は以下のとおりであります。

#### a. 運輸業

相模鉄道(株)の鉄道業、相鉄バス(株)の自動車業を中心としております。

相模鉄道(株)では、駅及び車両のバリアフリー化、改良工事等を計画的に実施し、お客様に安全・快適にご利用いただけますよう施設・車両の整備に努めており、5月には、主要機器のバックアップ機能を装備しユニバーサルデザインとバリアフリー化に対応した新型車両11000系1編成(10両)を導入いたしました。

また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差工事につきましても鋭意推進しております。

東日本旅客鉄道(株)との相互直通運転につきましても、現在、用地取得や西谷駅構内の準備工事等を実施しており、東京急行電鉄(株)との相互直通運転につきましても早期着工に向けた各種取組みを進めております。

相鉄バス(株)他の各社におきましても業績向上に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。

運輸業全体における当第1四半期連結累計期間の営業収益は、主に相模鉄道(株)における輸送人員の減少により99億8千6百万円（前年同期比3.1%減）、営業利益は20億2千8百万円（前年同期比5.9%減）となりました。

#### b. 建設業

相鉄建設(株)を中心としており、引続き事業環境が厳しい中、各社共に営業力の強化、技術力の強化等に努めました。

建設業全体における当第1四半期連結累計期間の営業収益は、完成工事高の減少等により27億3千6百万円（前年同期比20.7%減）、営業損失は3億2百万円（前年同期は1億2千3百万円の損失）となりました。

#### c. 流通業

相鉄ローゼン(株)のスーパーマーケット業、相鉄流通サービス(株)及び(株)イストの流通事業、相鉄興産(株)の砂利類販売業を中心としております。

相鉄ローゼン(株)では、「大和店」（神奈川県大和市）をはじめ合計4店舗で改装を実施すると共に、「さがみ野店」（神奈川県海老名市）において利便性の向上を目的に営業時間を延長いたしました。また、3年目を迎える毎月1日の「ローゼン市」を6月1日から「スーパーローゼン市」として更にパワーアップするなど、営業力の強化を図りました。相鉄流通サービス(株)及び(株)ムーンでは、4月に「カラオケムーン大船店」（神奈川県鎌倉市）を新規開業するなど事業基盤の拡充と収益力の向上に努めました。

相鉄興産(株)他の各社におきましても、競争が激化する等厳しい事業環境の中、業績向上に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。

流通業全体における当第1四半期連結累計期間の営業収益は、主に相鉄ローゼン(株)において前期に実施した店舗閉鎖の影響等により267億5千5百万円（前年同期比3.8%減）となり、営業利益は主に相鉄ローゼン(株)における収支改善効果により1億4千5百万円（前年同期は8千3百万円の損失）となりました。

d. 不動産業

相鉄不動産(株)及び相鉄不動産販売(株)の不動産分譲業並びに(株)相鉄アーバンクリエイティブ、(株)相鉄ビルマネジメントの不動産賃貸業を中心としております。

相鉄不動産(株)及び相鉄不動産販売(株)の分譲業では、「グレースシアガーデンたまブラザー」(川崎市宮前区)などの集合住宅や戸建住宅を合計230戸分譲いたしました。

(株)相鉄アーバンクリエイティブ及び(株)相鉄ビルマネジメントの賃貸業では、事業基盤の強化・拡充等を進めており、6月には、「相鉄南幸第6ビル」(横浜市西区)を取得いたしました。

不動産業全体における当第1四半期連結累計期間の営業収益は、主に分譲業における引渡戸数の増加により183億2千1百万円(前年同期比24.6%増)、営業利益は22億6千9百万円(前年同期比3.4%増)となりました。

e. その他

相鉄企業(株)のビルメンテナンス業、相鉄ホテル(株)のホテル業、(株)相鉄エージェンシーの広告代理業を含めております。

「横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ」を運営している相鉄ホテル(株)では、様々な販売施策を推進すると共にコスト管理の徹底を図り収益の確保に努めました。また、4月下旬から5月上旬にかけて和食レストラン「木の花」の一部改装を実施いたしました。

相鉄企業(株)、(株)相鉄エージェンシー他の各社におきましても、業績向上に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の「株式会社の支配に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。)は、以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

従いまして、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により(以下、本項において、当該特定の者又はグループを「買収者等」といいます。)、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化のために相当の措置を講じます。

基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて以下の取り組み(以下、「本取り組み」といいます。)を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を中心とし、それを補完するバス路線のネットワーク、そして沿線の宅地、商業施設等の開発をはじめとするさまざまな生活関連サービスを沿線で暮らしているお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

相鉄グループは平成17年4月に持株会社体制に移行し、この新しいグループ経営体制のもと、相鉄グループが長年にわたる相鉄線沿線地域での事業展開により培ってきたお客様からの信頼を活かして競争力を高め、「地域ナンバーワンの快適生活応援企業グループ」となることをめざし、事業の選択と集中の強化、CS 経営の推進と沿線価値の向上による相鉄ブランドの維持及び形成並びに財務体質の改善等に取り組んでまいりました。前期においては、このグループ経営体制の一層の強化をめざし、平成22年10月1日をもって当社が保有しておりました自動車事業を分社する等の事業再編を実施いたしました。これにより、当社は純粋持株会社となり、純粋持株会社体制への移行を最終目標として取り組んでまいりました相鉄グループ新経営管理体制の構築が完了いたしました。今後も、この新経営管理体制のもと、コア事業である鉄道業・不動産業・流通業への経営資源の重点投下や宿泊特化型のホテル業といった新規事業展開を積極的に行うとともに低効率な事業については抜本的な改善策を実施する等、事業の選択と集中をさらに強化してまいります。

また、平成27年開業予定の相鉄線とJR線との相互直通運転及び平成31年開業予定の相鉄線と東急線との相互直通運転により、相鉄線沿線の利便性が向上し、沿線の将来性及びポテンシャルが大いに高まることが期待されます。この機を捉え、相鉄グループとしての長期的な成長戦略を描き、その実現に向け邁進するための成長戦略ロードマップとして、昨年、Vision100を策定いたしました。今後は、このVision100のもと、鉄道業におけるさらなるサービスの充実や、沿線の開発に積極的に取り組み、沿線価値の向上と相鉄ブランドの維持及び形成に努め、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することで株主の皆様のご期待に応えてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

当社は、基本方針に照らして不適切な者（以下、「例外事由該当者」といいます。）による当社株式の大規模買付行為を防止するための取り組みについて検討を行ってまいりました結果、具体的な対応策を導入することが適当であると判断し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

(ア) 本プラン導入の目的及び理由

当社は、当社株式の大規模買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下、「買収者グループ」といいます。）が出現した場合でも、買収者グループに対して株式を売却するか否かの判断や、買収者グループに対して会社の経営を委ねることの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また当社は、株主の皆様に対して、ご判断にあたっての種々の情報を分析し検討していただくために、十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

本プランは、買収者グループに対して、事前に必要な情報の提供を求めると及び大規模買付行為を一定期間行わない旨の誓約を求めることにより、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、取締役会が大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様へ提示すること、あるいは株主の皆様のために交渉すること等を可能とし、もって例外事由該当者等による大規模買付行為を防止することを目的としております。

(イ) 本プランの概要

本プランに関し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続き及び行動指針を「対抗措置発動等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）として定めております。

a. 対抗措置の対象となる大規模買付行為

当社の株券等について、買付後の所有割合が20%以上となる公開買付け等といたします。

b. 対抗措置発動の対象となる買付提案

いわゆるグリーンメイラーによるものである場合、運輸業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障を与えるおそれがある場合等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうと判断されるものとしていたします。

c. 対抗措置発動の決定機関

本プランに定める手続きに買収者グループが従わない場合、取締役会の決議により対抗措置を発動いたします。

本プランに定める手続きに買収者グループが従った場合でも、当該買収者グループが例外事由該当者に相当すると判断した場合、取締役会は、株主総会の招集及び対抗措置発動の承認に関する議案の提案を決議いたします。対抗措置は、株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合に発動することといたします。

それ以外の場合には、対抗措置は発動されません。

d. 対抗措置の内容

原則として、新株予約権の無償割当てによります。例外事由該当者に対しては、その権利行使を認めない等の行使条件等を付すことがあります。

(ウ) 本プランの導入、継続、廃止及び変更等

本プランは、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたことにより効力を生じており、取締役会において廃止の決議が行われた場合に廃止されるものといたします。当社取締役の任期は1年であるため、定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議いたします。

(エ) 本プランが株主の皆様にも与える影響

本プランの導入時及び本プランに基づく新株予約権の発行時には株主の皆様への権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。しかしながら例外事由該当者につきましては、本プランに基づく対抗措置の発動により、その権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。また、例外事由該当者に該当しなくとも、基準日における最終の株主名簿に記載されていない場合等には、権利が行使できない場合があります。

本取り組み及び本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の最大化の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組み及び本プランが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(ア) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化

本プランは、買収者グループに対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買収者グループと交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を目的として、導入されたものです。

(イ) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び買収者グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示しております。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(ウ) 株主意思の重視

当社は、平成19年6月28日開催の第139期定時株主総会において本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするので、本プランの導入についての株主の皆様のご意思を反映させております。

(エ) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉等を行うにあたっては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されております。

(オ) 本ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続きにおいて当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(カ) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも継続、又は廃止の決議をすることができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

本プランの詳細はインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sotetsu.co.jp/ir/rights-plan/index.html>)に掲載しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	490,727,495	490,727,495	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株であります。
計	490,727,495	490,727,495	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	490,727,495	-	38,803	-	15,440

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 563,000	-	1(1) 発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 487,058,000	487,058	同上
単元未満株式	普通株式 3,106,495	-	同上
発行済株式総数	490,727,495	-	-
総株主の議決権	-	487,058	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式319株、証券保管振替機構名義の株式600株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 相鉄ホールディングス 株式会社	横浜市西区北幸 一丁目3番23号	563,000	0	563,000	0.11
計	-	563,000	0	563,000	0.11

- (注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,252	20,981
受取手形及び売掛金	16,076	14,621
たな卸資産	47,593	43,145
繰延税金資産	4,472	4,716
その他	12,699	10,603
貸倒引当金	678	651
流動資産合計	93,416	93,416
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	187,335	185,587
機械装置及び運搬具(純額)	15,066	16,146
土地	180,704	181,614
建設仮勘定	7,049	6,761
その他(純額)	5,397	5,344
有形固定資産合計	395,553	395,454
無形固定資産		
のれん	3,416	3,336
借地権	1,746	1,746
その他	5,348	5,023
無形固定資産合計	10,512	10,106
投資その他の資産		
投資有価証券	7,425	7,567
長期貸付金	90	89
繰延税金資産	14,749	13,210
その他	24,312	23,995
貸倒引当金	589	553
投資その他の資産合計	45,988	44,308
固定資産合計	452,054	449,869
繰延資産		
株式交付費	67	60
繰延資産合計	67	60
資産合計	545,538	543,346

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,356	12,583
短期借入金	81,811	88,811
1年以内償還社債	4,450	19,450
リース債務	620	659
未払法人税等	3,436	903
賞与引当金	2,587	1,058
その他の引当金	428	411
資産除去債務	105	56
その他	37,900	41,974
流動負債合計	146,695	165,908
固定負債		
社債	119,895	104,650
長期借入金	121,791	116,461
リース債務	1,391	1,423
繰延税金負債	1,027	351
再評価に係る繰延税金負債	32,395	32,395
退職給付引当金	21,461	21,564
長期預り敷金保証金	31,214	31,163
資産除去債務	1,488	1,492
その他	1,454	1,321
固定負債合計	332,119	310,825
負債合計	478,814	476,733
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,803	38,803
資本剰余金	29,922	29,921
利益剰余金	3,997	3,889
自己株式	218	217
株主資本合計	72,503	72,396
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,438	1,429
土地再評価差額金	7,594	7,594
その他の包括利益累計額合計	6,155	6,164
少数株主持分	375	379
純資産合計	66,723	66,612
負債純資産合計	545,538	543,346

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益	60,047	61,743
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	44,842	46,385
販売費及び一般管理費	11,103	11,426
営業費合計	55,946	57,812
営業利益	4,101	3,930
営業外収益		
受取利息	27	26
受取配当金	115	130
負ののれん償却額	20	-
貸倒引当金戻入額	-	75
雑収入	170	97
営業外収益合計	333	330
営業外費用		
支払利息	1,539	1,410
雑支出	71	32
営業外費用合計	1,610	1,442
経常利益	2,824	2,818
特別利益		
固定資産売却益	5	0
投資有価証券売却益	1,010	-
補助金	5	5
貸倒引当金戻入額	52	-
移転補償金	462	-
その他	79	-
特別利益合計	1,615	5
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	216	115
固定資産圧縮損	57	5
投資有価証券評価損	0	-
関係会社株式交換損	-	74
バスカード精算額	250	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	409	-
その他	1	3
特別損失合計	936	198
税金等調整前四半期純利益	3,503	2,625
法人税、住民税及び事業税	1,720	895
法人税等調整額	828	605
法人税等合計	892	1,500
少数株主損益調整前四半期純利益	2,611	1,125
少数株主利益	5	6
四半期純利益	2,617	1,118

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,611	1,125
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	412	8
土地再評価差額金	20	-
その他の包括利益合計	392	8
四半期包括利益	2,219	1,116
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,224	1,109
少数株主に係る四半期包括利益	5	6

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 「連結納税制度」の適用	当第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。
2. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等」の適用	当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	4,289百万円	4,289百万円
のれんの償却額	80百万円	80百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,067	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,225	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	建設業	流通業	不動産業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	9,948	2,374	27,542	13,978	6,203	60,047		60,047
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	360	1,075	256	724	2,092	4,510	(4,510)	
計	10,308	3,450	27,799	14,702	8,296	64,557	(4,510)	60,047
セグメント利益	2,155	123	83	2,194	157	3,985	116	4,101

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業、ホテル業及び広告代理業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	建設業	流通業	不動産業	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	9,645	2,147	26,466	17,519	5,963	61,743		61,743
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	340	589	289	801	1,930	3,952	(3,952)	
計	9,986	2,736	26,755	18,321	7,894	65,695	(3,952)	61,743
セグメント利益	2,028	302	145	2,269	247	3,893	37	3,930

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業、ホテル業及び広告代理業等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6円13銭	2円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,617	1,118
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,617	1,118
普通株式の期中平均株式数(千株)	426,939	490,164

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

銘柄	保証会社	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	提出会社の当 事業年度末現 在の未償還額 (百万円)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名
相鉄ホールディングス(株) 第9回無担保社債	相模鉄道(株)	平成17年 6月20日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株) 第10回無担保社債	同上	平成18年 4月19日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株) 第11回無担保社債	同上	平成19年 9月13日	20,000	20,000	20,000	
相鉄ホールディングス(株) 第15回無担保社債	同上	平成21年 7月24日	15,000	15,000	15,000	
相鉄ホールディングス(株) 第17回無担保社債	同上	平成22年 2月10日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株) 第20回無担保社債	同上	平成22年 7月28日	10,000	10,000	10,000	
相鉄ホールディングス(株) 第21回無担保社債	同上	平成22年 7月28日	10,000	10,000	10,000	

## 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

第143期有価証券報告書「第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」をご参照ください。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

相鉄ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横井直人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松木豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている相鉄ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、相鉄ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。